

「たつの市暴力団の排除に関する条例（案）」に関する パブリックコメントの募集結果について

「たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」に基づき、「たつの市暴力団の排除に関する条例（案）」についての意見公募を行ったところ、市民の皆さんから貴重な御意見をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見については、趣旨を損なわないように要約した内容とそれに対する市の考え方を作成しました。

ただし、今回の「たつの市暴力団の排除に関する条例（案）」と直接関係のない意見は除きます。

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間 平成24年1月20日（金） ～ 平成24年2月17日（金）

(2) 意見提出状況 1名（持参）

(3) 意見の概要

意見の対象箇所	項目
たつの市暴力団の排除に関する条例（案）全般（2件）	市の入札参加条件について
	この条例を機能させることについて

2 意見内容と市の考え方

<たつの市暴力団の排除に関する条例（案）全般（2件）>

項 目	提出された意見の概要	市の考え方
市の入札参加条件について	この度暴力団排除条例が施行される運びになったが、この内容は、以前から市の入札参加条件に盛り込まれていたことについて	<p>市では、以前からたつの市入札指名停止基準において、入札参加資格者に関して暴力団と関係があることについて警察から通報があった場合は、指名停止の措置を行うこととしておりました。</p> <p>この度制定する条例には、市が暴力団に利益をもたらすことのないよう、契約事務その他すべての市の事務や事業において、暴力団、暴力団員及び暴力団と密接な関係者を契約の相手方としないために必要な措置を講じる規定を設けました。</p> <p>市では、この条例の施行予定日と同日付けにてたつの市契約等から暴力団を排除する措置に関する要綱を施行し、より適正な契約の履行に取り組みます。</p>
この条例を機能させることについて	この条例を建前だけで終わらせることなく機能させることについて	<p>暴力団を排除することは、社会全体で取り組む必要があることから、この条例では、市、市民、事業者それぞれに暴力団の排除に関する責務を規定しています。市では、それぞれが有機的に連携し機能できるよう兵庫県警や暴力追放運動推進センターとの連携を図ります。</p>